明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業**三）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七四）　二
○外国公文書の認証を不要とする条約へのドミニカ共和国の加入に関する件（**外務**四三七）　二
○インドにおけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**四三八）　三
○スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**四三九）　三
○国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約への締約国の追加に関する件（**同**四四〇）　三
○政府調達に関する協定への台湾、澎湖、金門及び馬祖独立関税地域の加入に関する件（**同**四四一）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録を取り下げた件（**農林水産**一一一四）　三
○航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針を改正した件（**経済産業**二六六）　四
○国際共同開発の助成に関する基準の一部を改正する件（**同**二六七）　五
○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件（**同**二六八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九〇一）　六
○直轄砂防工事を施行する件（**同**九〇二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九〇三、九〇四）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**三一）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**九四）　七
○都市計画に関する件（**同**九五～九八）　七
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**三〇）　八

〔官庁報告〕

官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　九

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十一年六月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、金融商品取引業者に対する行政処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　二六

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六

会社その他

省　令

○文部科学省・経済産業省令第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十一条第四項の規定に基づき、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十七日

文部科学大臣　塩谷　立
経済産業大臣　二階　俊博

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する省令

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「戸籍抄本」の下に「、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの」を加える。

第七条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第八条中「文部科学大臣から」を「文部科学大臣及び経済産業大臣から」に改め、「文部科学大臣に、経済産業大臣から免状の返納を命ぜられた者は経済産業大臣に」を削り、「これを」の下に「文部科学大臣及び経済産業大臣に」を加える。

別記様式第一及び様式第二中「本籍」を「本籍（国籍）」に改める。

別記様式第三及び様式第四中「文部科学大臣　経済産業大臣　殿」を「文部科学大臣　経済産業大臣　殿」に、「本籍」を「本籍（国籍）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。